

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

4月25日以降の

市公共施設の利用等について

市では、令和4年4月22日開催の東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、引き続き、市公共施設の利用については、下記の通りといたします。

なお、引き続き、屋内外を問わず、施設の利用に当たっては、「三つの密」の回避、施設の換気、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底することを要請します。また、これを講じることが難しい場合にあっては、必要に応じて制限を設けることも併せて要請します。

※なお、この取り扱いについては、今後、感染防止対策全体の方針のもと、適宜見直しを行います。

【対象期間】

令和4年4月25日(月)～5月22日(日)

【対応方針】

- ・各公共施設(屋内・屋外)の利用は通常通りとします。ただし、大声(歓声や声援など)が想定される場合については、収容率を50%までとします。

※この他、各施設の状況やキャンセル料等の詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：市公共施設の利用およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>